

金山町住宅リフォーム 総合支援事業のお知らせ

金山町では、今年も山形県の支援を受けて、「リフォーム総合支援事業」に取り組みます。例えば、一般リフォームの場合、町内業者との契約時で20%（限度額が40万円）が交付されます。

また、地域産材を3㎡以上使用する場合や、三世帯世帯、子育て世代、空き家活用など、一定の要件を満たす世帯には、補助率や限度額がさらに優遇される仕組みもできました。

この機会にぜひ住宅リフォームに関するご相談をどうぞ！

■ 補助の対象者は？

金山町に住民登録し、居住（予定含む）し、かつ当該住宅等を所有する方。

※「空き家」を個人間で売買契約又は賃貸借契約した場合も、要件を満たすと該当する場合があります。

■ 対象となる工事等は？

▼リフォーム等工事

県内又は町内業者による住宅等のリフォーム等工事のうち、次の6つの要件工事のいずれかを含み、かつ下記の区分に応じた基準点以上のもの。取付工事を伴う建築設備も補助対象となります。

- ① 減災・部分補強工事 → 既存壁を筋交いや構造用合板で補強する工事など
- ② 寒さ対策・断熱化工事 → 壁等に断熱材の使用、窓を2重サッシにする工事など
- ③ バリアフリー化工事 → 洋式トイレへの交換や手すりを設置する工事など
- ④ 県産材使用工事 → 使用する木材がやまがたの木認証材である工事
- ⑤ 克雷化工事 → 雪止めの設置及び更新する工事など
- ⑥ 三世帯世帯増築・増設工事 → 居間の床面積の合計が工事前より10㎡増加する工事など

※必要な基準点の合計は下記のとおり。（詳細は事前にご相談ください。）

○リフォーム等の総工事費（消費税除く）が50万円以上⇒10点以上

○リフォーム等の総工事費（消費税除く）が50万円未満⇒5点以上

▼耐震改修工事

県内又は町内の施工業者による耐震改修工事のうち、耐震調査・診断によって耐震評点が0.7未満の木造住宅を0.7以上に引き上げる工事であるもの。

■ 補助金額はどのくらい？

▼リフォーム等工事

○県内施工業者との請負契約による工事の場合

対象となる総工事費（消費税抜き）の10%で、**上限が20万円**

○町内施工業者との請負契約による工事の場合

対象となる総工事費（消費税抜き）の20%で、**上限が40万円**

※いずれも千円未満の端数は切り捨て

※県産材を3㎡以上使用する場合や空き家リフォームを行う場合は、**上限が60万円**



裏面もご覧ください

▼耐震改修工事

○県内（町内）施工業者との請負契約による工事の場合

対象となる総工事費（消費税抜き）の50%で、**上限が80万円**

※千円未満の端数は切り捨て aのリフォーム等工事との併用が可能

■**申込み（申請）期間** ※申請は1回限りです。

平成30年4月2日（月）～平成30年11月30日（金）

■**工事完了期限**

平成31年2月15日（金）

■**実績報告期限**

平成31年2月28日（木）

■対象外となる場合などは？

- ①住宅版エコポイントや介護保険、県のリフォーム融資との併用はできません。
- ②金山町街並み景観助成金との併用はできません。（時期・内容等により、全くの別工事と認められる場合は除く。）
- ③いずれの工事でも、外観に係る工事を含む場合は、その内容が「金山町の風景と調和した街並み景観条例－街並み景観形成基準」に合致していない場合は、内部のリフォーム工事のみが山形県の対象となり、金山町の補助は対象外となります。
- ④請負契約によらない、いわゆる「直営工事」は対象外です。
- ⑤併用住宅の場合は、住宅部分のみを面積按分で対象とします。

■手続きの方法は？

▼申請時

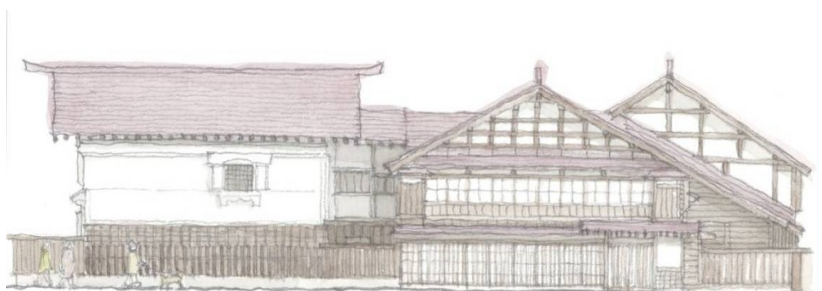
県内又は町内施工業者（工務店・大工さん）から見積書をもらい、計画図と必要な個所の現況写真、認印等をお持ち下さい。（詳細は、申請書に記載）

▼完了時

県内又は町内施工業者より領収書をもらい、必要な個所の工事中及び完成写真、認印等をお持ち下さい。（詳細は実績報告書に記載）

新築・リフォームのご相談などはお気軽にどうぞ！

◆住宅リフォーム総合支援事業や街並み景観助成制度、「やまがたの木」活用住宅奨励金など、住まいに関する様々な支援制度について、ご不明な点などお気軽に下記までご相談ください。



【申し込み・お問い合わせ先】
役場環境整備課 景観係
TEL52-2111(内線 281)